

秘密保全法学習会 「教えて下さい」 でもそれは秘密 処罰されますよ？



政府が狙う「秘密保全法」の実態は



講師 **勝田浩司 氏**

弁護士：名古屋南部法律事務所
自由法曹団愛知支部事務局長



9月22日(土・祝日)

14時～16時 クラシティー半田

どなたでも参加できます。無料です

秋の臨時国会に法案提出か



私たちが知りたい原発事故でも、オスプレイでも、TPPでも、国民にひた隠し。今度は罰則付御きで「合法的」に情報隠し。しかも国会議員にも。

どんなことでも国民に知らせるのが都合悪いと政府が判断するだけで秘密とされてしまいます。80年代の国家機密法廃案の経験を再現して葬りましょう。

「特別秘密」漏洩に最高「懲役10年」

- ★秘密保全法では(1)国家の安全(2)外交(3)公安秩序維持の3分野で秘匿すべき情報を「特別秘密」に指定。
- ★情報の「漏えい」に限らず「探知・調査・収集」も取り締まり。
- ★規制対象者は国家公務員だけでなく、大学や民間企業職員等あらゆる人。
- ★罰則だけでなく、人物を調査して、「適切な人物」のみに情報を扱わせる「適正評価制度」を導入。

共催：国民救援会知多中央支部 (0569-88-5146)
国民救援会知多北部支部 (0562-55-6465)